

添付法令資料 4 :

ベトナム住宅法 (目次)

23.11.27 可決 法律第 27/2023/QH15 号 / 25.01.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 住宅所有
 - 第 1 目 住宅所有に関する通則 (第 6 条ないし第 12 条)
 - 第 2 目 公共財産に属する住宅 (第 13 条ないし第 15 条)
 - 第 3 目 外国の組織及び個人のベトナムにおける住宅所有 (第 16 条ないし第 22 条)
- 第 3 章 国家住宅開発戦略並びに省級住宅開発のプログラム及び計画
 - 第 1 目 国家住宅開発戦略 (第 23 条ないし第 25 条)
 - 第 2 目 省級住宅開発のプログラム及び計画 (第 26 条ないし第 29 条)
- 第 4 章 住宅開発
 - 第 1 目 通則 (第 30 条ないし第 35 条)
 - 第 2 目 プロジェクトに従った商業住宅開発 (第 36 条ないし第 39 条)
 - 第 3 目 公務住宅開発 (第 40 条ないし第 47 条)
 - 第 4 目 再定住のための住宅開発 (第 48 条ないし第 53 条)
 - 第 5 目 個人の住宅開発 (第 54 条ないし第 57 条)
- 第 5 章 アパートの改造及び再建設
 - 第 1 目 通則 (第 58 条ないし第 63 条)
 - 第 2 目 アパートの改造及び再建設の規画及び計画 (第 64 条ないし第 66 条)
 - 第 3 目 投資方針の決定、投資方針の承認及びアパートの改造及び再建設投資プロジェクトの投資主 (第 67 条ないし第 69 条)
 - 第 4 目 賠償及び再定住の方案 (第 70 条ないし第 72 条)
 - 第 5 目 アパートの移転、強制移転及び取り壊し (第 73 条ないし第 75 条)
- 第 6 章 社会住宅に関する政策
 - 第 1 目 通則 (第 76 条ないし第 79 条)
 - 第 2 目 販売、賃借購入及び賃貸のための社会住宅開発 (第 80 条ないし第 90 条)
 - 第 3 目 工業区における工業者向け宿泊施設開発 (第 91 条ないし第 100 条)
 - 第 4 目 人民武装勢力のための住宅開発 (第 101 条ないし第 109 条)
 - 第 5 目 住宅を自ら建設し、又は改造し、若しくは修理する世帯及び個人のための住宅に関する補助政策 (第 110 条及び第 111 条)
- 第 7 章 住宅開発のための財政 (第 112 条ないし第 117 条)
- 第 8 章 住宅の管理及び使用
 - 第 1 目 通則 (第 118 条ないし第 124 条)
 - 第 2 目 公共財産に属する住宅の管理及び使用 (第 125 条ないし第 127 条)

- 第3目 住宅の保険、品質保証、保持及び改造（第128条ないし第135条）
- 第4目 住宅解体（第136条ないし第141条）
- 第9章 アパートの管理及び使用
 - 第1目 通則（第142条ないし第144条）
 - 第2目 アパート会議及びアパート管理委員会（第145条ないし第148条）
 - 第3目 アパート運営管理組織（第149条ないし第151条）
 - 第4目 複数の所有者を有するアパートの管理及び保持経費の使用（第152条ないし第155条）
 - 第5目 アパートを有する区域の技術インフラストラクチャー工事の管理及び使用（第156条ないし第158条）
- 第10章 住宅に関する取引
 - 第1目 通則（第159条ないし第164条）
 - 第2目 住宅の売買（第165条ないし第169条）
 - 第3目 住宅の賃借（第170条ないし第173条）
 - 第4目 住宅の賃借購入（第174条ないし第176条）
 - 第5目 住宅の贈与、交換、出資、使用貸借及び寄宿（第177条ないし第180条）
 - 第6目 住宅の抵当（第181条ないし第185条）
 - 第7目 住宅の管理委託（第186条ないし第188条）
- 第11章 住宅に関する国家管理（第189条ないし第193条）
- 第12章 住宅に関する紛争の解決及び法律違反処理（第194条及び第195条）
- 第13章 施行条項（第196条ないし第198条）